

医療保険者変更 | 保健医療番号無 |

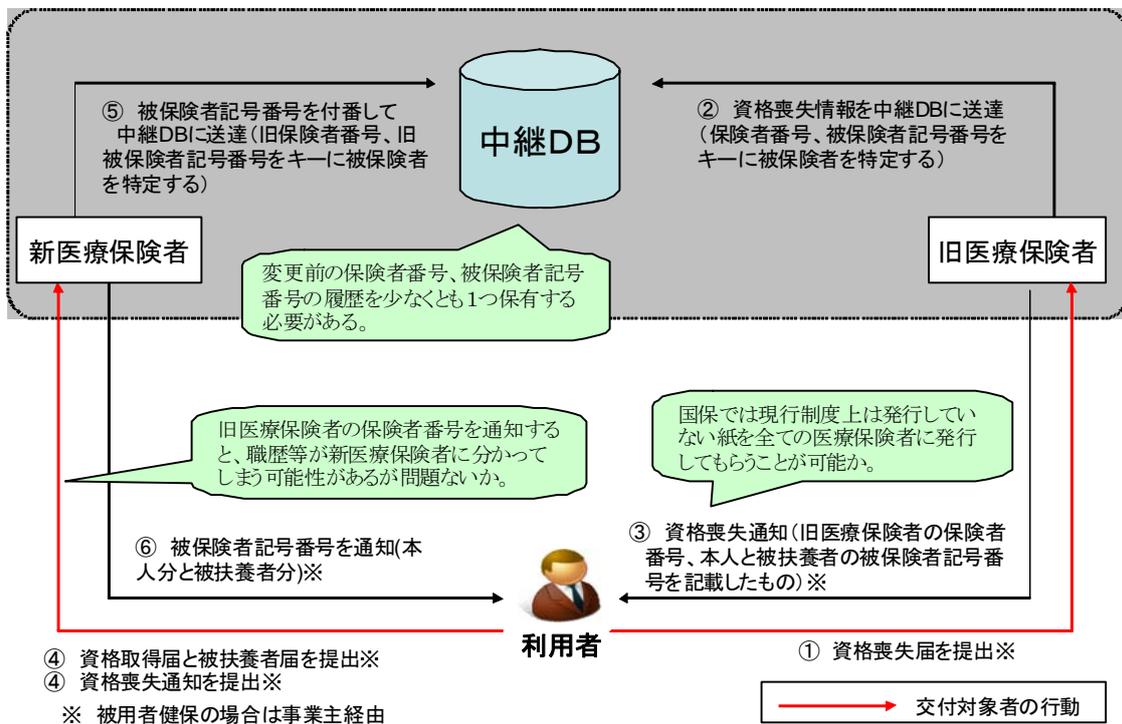


図 2-6-3-2 保健医療番号が無い場合の医療保険者変更フロー

保健医療番号が有る方が簡便な手続が可能となると言えるが、保険者の変更が発生する転職時等には、本人の同定を確実にを行うため、新保険者において中継DBへの情報更新が終了するまで、保健医療番号は変更できない（又は中継DBで保健医療番号の変更履歴を保持する）こととする必要がある。

同一医療保険者内での異動、他の属性（氏名、住所等）の変更、カード破損・紛失時のカード再発行、カード更新時の手続きフロー等についても検討を行ったが、保健医療番号の有無による影響が少ないので、ここでは説明を省略する。

今後の課題としては、医療保険制度の運用を考慮して、死亡時等におけるカードの無効化や、中継DBの紐付け情報の失効および削除規程を検討する必要がある。